

令和6年第2回平取町議会定例会（開 会 午前9時30分）

高山議長	皆さん、おはようございます。只今の出席議員は10名であり、定足数に達していますので会議は成立します。直ちに本日の会議を開きます。 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、4番木村議員と7番萱野議員を指名します。 日程第2、議案第22号、平取町振内国民健康保険診療所設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町民課長。
町民課長	議案第22号、平取町振内国民健康保険診療所設置条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。改正の理由及び内容については、3ページの新旧対照表でご説明をさせていただきます。令和6年度より、振内国民健康保険診療所は医師にその管理運営を委託しようとするもので、この条例においてそれを可能とするため、第8条に町長は、必要がある場合他に診療所の管理運営を委託することができる。とする規定を追加したものです。令和5年度に関しましては、完全な直営ということで委託をせずに全てを町側が行っていましたが、令和6年度からは医師に一部管理運営を委託しようとするものでございます。この条例の施行日は令和6年4月1日からとしております。以上、ご説明とさせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
高山議長	説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。6番崎廣議員。
6番 崎廣議員	一部委託ということは全面委託ではないということですね。何を医師に、何を直営でやるのか教えてください。
高山議長	町民課長。
町民課長	まず、診療行為、報酬などの受け取り、医療機器の管理、そういったものについては委託をすることで考えております。直営となるのは、建物の修繕、維持管理の範囲にならない修繕につきましては直営で行います。以上でございます。
高山議長	6番崎廣議員。
6番 崎廣議員	建物の維持管理を委託するということは当然、使用料を取るという考えでよろしいのですね。

高山議長	町民課長。
町民課長	建物については、これまでも診療所建物及びその隣接した住宅については無償で行ってきております。そういったことから使用料は取らずに無償で医師からの反対給付というか、お金をいただくということではなく、無償で貸付けをし、運営していただくということになります。
高山議長	ほか、8番千葉議員。
8番 千葉議員	大体内訳のことは了解していますけれども、いわゆる診療所を運営していくに当たっての電気、水道、燃料代、その辺の扱いはどのように考えていますか。
高山議長	町民課長。
町民課長	電気、水道等の料金については、委託により医師側でお支払いいただくという形になります。
高山議長	1番井澤議員。
1番 井澤議員	設備のうち去年の夏の暑さがありました。エアコンは診療所に設置されていますか。
高山議長	町民課長。
町民課長	エアコンについて設置はしていなかったと記憶しておりますけれども、ここについてはちょっと確認をさせていただきたいと思います。
高山議長	1番井澤議員。
1番 井澤議員	エアコンがもし設置されていないのならば、やはり早急に設置するほうが、昨年のような暑熱のときに診療行為、患者さんにとっても大事なことから思うので、その辺のところ配慮をお願いしたいと思います。
高山議長	町民課長。
町民課長	確認させていただきまして、このことについては検討させていただきたいと思います。

高山議長

ほか、質疑ございませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

（反対討論なしの声）

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。したがって、日程第2、議案第22号、平取町振内国民健康保険診療所設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決いたしました。

日程第3、議案第16号、令和6年度平取町一般会計予算について、日程第4、議案第17号、令和6年度平取町国民健康保険特別会計予算について、日程第5、議案第18号、令和6年度平取町後期高齢者医療特別会計予算について、日程第6、議案第19号、令和6年度平取町介護保険特別会計予算について、日程第7、議案第20号、令和6年度平取町国民健康保険病院特別会計予算について、日程第8、議案第21号、令和6年度平取町簡易水道事業会計予算について、以上6件を一括して議題とします。それでは、令和6年度一般会計予算について説明を求めます。総務課長。

総務課長

それでは議案第16号、令和6年度平取町一般会計補正予算について説明いたします。その前にお配りしております資料でちょっと修正がありますので、お願いしたいと思います。まず、はじめに配っておりますこちらの予算説明資料の10ページ目ですけれども、町民税の所得割、個人のところの算出税額で、減額して340万2000円という括弧書きの数字がありますけれども、ここは318万3000円、3183の誤りですので、修正をお願いしたいと思います。10ページ目の町民税の欄の所得割の個人の欄の真ん中あたりに算出税額というところで括弧して減額と書いてある欄があると思うんですけれども、ここ3402になっておりますけれども、3183になります。よろしいですか。それと、昨日配っております、この緑色の予算説明資料ですけれども、歳入の85の2ページですね。よろしいですか。下から8番目に平取福社会負担金は派遣職員の人件費として、251万5000円を計上と書いてありますけれども、昨年度の記載がそのまま残ってしまいましたので削除をお願いいたします。よろしいですか。それでは、改めまして議案第16号、令和6年度平取町一般会計予算につきましてご説明いたしますので、予算書1ページをご覧ください。令和6年度平取町一般会計予算は次に定めるところによるものといたします。第1条、歳入歳出予算ですけれども、歳入歳出予算の総額をそれぞれ67億800万円と定めようとするものでございます。第2項で歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、

歳入歳出予算によるものとしております。第2条、債務負担行為ですけれども、地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、7ページの第2表、債務負担行為によるものとしております。第3条、地方債ですが、地方自治法第230条第1項の規定により、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、8ページの第3表、地方債によるものとしており、合計で3億9740万円の起債を予定しております。第4条一時借入金ですが、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額を15億円と定めようとするものでございます。令和6年度一般会計予算は、職員の人件費や公債費の増加により、義務的経費や物価高騰による物件費が増額となっております。一方、投資的経費は総合計画実施計画を基本としつつ編成しておりますけれども、主に単独事業を精査しながら、予算の抑制に努めたところでございます。令和5年度予算から変更している点といたしまして、令和5年度振内診療所につきましては、国保直営診療所として、振内国民健康保険診療所特別会計を設けて運営しておりましたが、令和6年度から改めて委託して運営することとしたため、振内国保診療所特別会計は廃止しております。また、簡易水道特別会計は企業会計に移行することから、簡易水道事業会計として計上しております。歳入歳出事項別明細書の説明につきましては、昨日お配りいたしました、予算説明資料に記載しておりますので、そちらをご覧くださいと思いますけれども、若干補足説明をいたします。予算説明資料の説明書きは、それぞれのページの余白または次のページに太線枠を設け、その中に記載しておりますので内容をご確認いただければと思いますけれども、説明書き内の予算の増減につきましては、代表的な事項について記載しておりますので、予算書の増減額とは一致しないところもありますのでご了承ください。次に、予算計上に当たって各費目において共通の傾向がありますのでご説明いたします。まず、需用費のうち、燃料費と光熱水費については、昨今の燃料や電気代の高騰が続いていることから、多くの費目で増加しているため、説明欄の増減には記載しておりませんのでご承知おきください。委託料につきましても、多くの費目で前年度から増加しておりますが、委託事業者の人件費の増が主な要因となっております。また、複数の担当課で活用を予定しております、地域おこし協力隊の経費につきましては、特別交付税の算定基礎が引き上げられたことから、報償費や補助金等をその算定基礎に準じて増額しております。アイヌ政策推進交付金事業につきましては、令和6年度からスタートする第2期目の平取町アイヌ施策推進地域計画に基づき、各担当課合計で26事業、総額3億3569万円を計上しております。歳入については、個人住民税が令和6年度の定額減税の実施や、納税者の減少などにより、前年度比5400万円の減。土地に係る固定資産税が令和6年度の評価替えや畑地化による、田から畑への地目変更などにより、約450万円の減額を見込んでおりますけれども、住民税の定額減税分につきましては、地方特例交付金で減額分を

見込み、約 3 3 0 0 万円の増額としているところでございます。なお、令和 6 年度の主要事業につきましては、別冊でお配りしております予算説明資料の 1 4 ページから 2 1 ページに記載しておりますので、お読み取りいただければと思います。費目ごとの説明につきましては、この緑のファイルの説明資料をご覧くださいと思います。ただ、説明書の中で先ほど言いましたように、ちょっと若干、確認はしているのですが、昨年の記載がそのまま残っている部分だとかというのは、もしかしたら出てくるかもしれませんが、それがあつた場合はちょっとご容赦いただいて、説明としていただければなと思いますので、よろしくお願いいたします。以上、議案第 1 6 号、令和 6 年度平取町一般会計予算についてご説明申し上げましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

高山議長

ちょっと説明が簡略なので、十分にこの説明の資料を見て、予算委員会に臨んでいただければなというふうに思っております。

次に、国民健康保険特別会計予算について説明を求めます。町民課長。

町民課長

議案第 1 7 号、令和 6 年度平取町国民健康保険特別会計予算についてご説明させていただきます。国保 1 ページをお開きください。第 1 条歳入歳出予算についてですが、予算の総額を 7 億 4 1 8 0 万円と定めるものです。第 2 条では一時借入金について記載しております、最高額を 5 0 0 0 万円と定めます。第 3 条では、予算の流用について規定しております。お読み取りをいただければと思います。歳入歳出予算の事項別明細書については、配付させていただきました予算説明に記載させていただきましたので、お読み取りくださいますようお願いいたします。特徴的な歳出についてのみ、ご説明させていただきます。この中で、特定健診にかかる委託料が大きく減額となっております。これは、国保の 3 8 ページ目をご覧くださいと思います。6 款 1 項 1 目特定健康診査等事業費 1 2 節委託料の中の 2 段目になります。特定健診受診率向上支援等事業委託料、ここが大きく減額となっております。令和 5 年度までは、外部委託によってレセプト情報をデータ化し、重点的に支援すべき対象者を把握しつつ、健康指導を行うということで取り組んでまいりましたが、国の補助金の運用変更により成果主義というものが導入され、場合によっては全額が補助されないという状況にもなってきたものですから、令和 5 年度の取り組みである程度重点的に支援すべき対象者が洗い出し出来たということもありまして、委託事業については大幅に縮小させていただき、計上させていただいた委託料は 3 5 8 万 3 0 0 0 円となっております。続きまして、国保の 4 5 ページ目をお開きください。9 款 2 項 1 目直診施設勘定繰出金 2 7 節繰出金についてですが、令和 5 年度との比較で 1 3 0 0 万円の減となっております。これは、国保病院への電子カルテに係る事業分 3 0 0 万円の減、振内国民健康保険診療所特別会計への運営に係る繰出金 1 0 0 0 万円

	について、令和 6 年度からは、当該診療所運営方式の変更により、特別会計への繰り出しが不要になったことによる減となります。以上、簡単ですが議案第 17 号のご説明とさせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
高山議長	次に、後期高齢者医療特別会計予算について説明を求めます。町民課長。
町民課長	続きまして議案第 18 号、令和 6 年度平取町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明させていただきます。後期 1 ページをご覧ください。第 1 条で歳入歳出予算の総額について記載しておりまして、歳入歳出それぞれ 1 億 9 0 万円と定めようとするものです。なお、事項別明細書については、別途配布の説明書をご覧くださいと思います。以上、簡単ですが議案第 18 号のご説明とさせていただきます。
高山議長	次に、介護保険特別会計予算について説明を求めます。保健福祉課長。
保健福祉課長	議案第 19 号、令和 6 年度平取町介護保険特別会計予算についてご説明いたします。介護保険 1 ページをお開きください。令和 6 年度平取町介護保険特別会計予算、第 1 条は歳入歳出予算の総額をそれぞれ 5 億 5 9 7 0 万円に定めようとするものでございます。第 2 項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算によるものとしております。第 2 条は一時借入金の最高額を 5 0 0 0 万円にしようとするものでございます。第 3 条、歳出予算の流用については、地方自治法第 220 条第 2 項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費を流用することができる場合を第 1 号で保険給付費内の各項の間の流用、第 2 号で地域支援事業費内の各項の間の流用と規定しております。5 年度予算との主な変更につきましては、介護保険料の 13 段階への単価となります。また、5 年度に策定しました第 9 期介護保険事業計画に基づく予算となっております。なお、事項別明細書については、配付資料をご覧ください。以上で、議案第 19 号、令和 6 年度平取町介護保険特別会計予算の説明とさせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
高山議長	次に、平取町国民健康保険病院特別会計予算について説明を求めます。病院事務長。
病院事務長	議案第 20 号、令和 6 年度平取町国民健康保険病院特別会計予算に関して説明させていただきますので、病院の 1 ページをお開き願います。第 1 条、令和 6 年度平取町国民健康保険病院特別会計の予算は次に定めるところによります。第 2 条、業務の予定量について、病床数は一般病床で 42 床、年間患者数

は入院1万6500人、外来1万9440人を見込み、1日平均患者数は、入院で30人、外来80人を見込んでおります。第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりとするものであります。収入、第1款の病院事業収益は第1項医業収益、3億7273万3000円、第2項医業外収益4億5030万6000円、第3項特別利益6873万9000円、支出、第1款病院事業費用は第1項医業費用8億8018万4000円、第2項医業外費用1049万4000円、第3項特別損失10万円、第4項予備費100万円とし、収入、病院事業収益及び支出、病院収益的収入支出のそれぞれ合計は8億9177万8000円としております。次のページをお開き願います。病院2ページになりますが、第4条、資本的収入及び支出の予定額を次のとおりとするものであります。収入、第1款資本的収入は、第1項一般会計負担金1億7872万2000円。支出、第1款、資本的支出は第1項企業債償還金1億7524万6000円、第2項建設改良費200万円、第3項貸付金147万6000円とし、資本的収入及び支出を1億7872万2000円としております。第5条、一時借入金限度額は限度額を5億円と定めるものであります。第6条、議会の議決を経なければ流用することの出来ない経費としまして、職員給与費5億5657万6000円、交際費30万円としております。第7条、たな卸資産の購入限度額ですが、限度額を7000万円と定めるものであります。次のページをお開き願います。病院3ページは、令和6年度平取町国民健康保険病院特別会計予算実施計画書の総括であります。収益的収入及び支出につきましては、それぞれ8億9177万8000円。次のページをお開き願います。病院4ページとなりますが、資本的収入及び支出につきましては、それぞれ1億7872万2000円としております。予算書5ページ以降につきましては、別途お配りしております予算説明書でご確認を願います。次に病院の16ページをお開き願います。病院16ページから病院22ページまでは給与明細書となりますのでご確認願います。次に病院23ページをお開き願います。病院23ページは、令和6年度キャッシュフロー計算書となります。次のページをお開き願います。病院24ページは、令和6年度予定貸借対照表となります。病院25ページは、令和5年度予定損益計算書となります。次のページをお開きください。最終ページになりますが病院26ページは、令和5年度予定貸借対照表となりまして、前ページの予定損益計算書の数字に基づいたものとなりますのでご確認いただければと思います。以上で議案第20号、令和6年度平取町国民健康保険病院特別会計予算についての説明とさせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

高山議長

次に、平取町簡易水道事業会計予算について説明を求めます。建設水道課長。

建設水道

議案第21号、令和6年度平取町簡易水道事業会計予算についてご説明をさ

課長

させていただきます。はじめに簡易水道特別会計について、令和5年9月定例議会でご承認いただきましたとおり、地方公営企業法の財務適用を行うこととして、経理方法を企業会計に切替えて予算書を作成しております。令和6年度から移行となることから少しお時間をいただき、ご説明申し上げたいと思いますのでよろしくお願いいたします。また、こちらの予算書につきましては、地方企業法施行規則第45条に定める予算様式となっております。令和6年度の平取町簡易水道事業会計予算書の1ページをご覧いただきたいと思います。第1条に総則、令和6年度平取町簡易水道事業会計の予算は次に定めるところによるものです。第2条では令和6年度の業務の予定量について、令和5年度の実績量を基に定めています。(1)給水戸数2220戸、(2)年間総給水量39万7955立方メートル、(3)1日平均給水量1090立方メートル、(4)主要な建設改良事業について、配水管更新工事として記載しておりますが、そのほかにも浄水場等施設の機械、電気計装設備等の更新工事として、1億4542万円を計上しております。続きまして、第3条では、収益的収支を定めてございます。簡易水道事業の業務活動に伴い発生が予想される全ての収益と、それに対応する全ての費用を計上しております。収入の部でございます。1款簡易水道事業収益、1項営業収益として1億2236万円を計上しております。内訳について記載をしておりますので、3ページの上段も併せてご覧いただきたいと思います。令和5年度対比として、科目の整合をとれるものは比較できるように整理をしております。3ページでございます。1目の給水収益におきましては、令和5年度実績に基づきまして、水道使用料収入を1億2200万円、令和5年度予算対比350万円の減額としております。2目その他の営業収益では、給水装置の検査手数料収入を36万円計上しています。令和5年度予算対比6万円の増額でございます。2項営業外収益で9481万3000円を計上しております。3ページも併せて見ていただければと思いますが、1目他会計補助金、こちらにつきましては、一般会計からの繰入金のうち、総務省で定められている基準内の一般会計からの繰入金のほか、基準外の繰入金、合わせて4724万円を計上しています。令和5年度予算対比1210万2000円の増としています。2目長期前受金戻入ですが、企業会計移行に伴い、新たな予算として長期前受金戻入4677万3000円を計上、長期前受金戻入とは、過去に整備された施設、取水、浄水、排水の施設、水道管などの固定資産の財源となった国庫補助金を毎年度収益化するものとなっています。したがって、この長期前受戻入は現金を伴わない収入となっています。続きまして3目、消費税及び地方消費税還付金ですが、令和5年度決算見込みから、令和6年度分の水道会計、消費税の申告額が還付となる予定であり、この消費税還付金を概算金額80万円計上したものでございます。続きまして3項、特別利益で45万円計上しております。こちらは、令和5年度分の消費税還付となる見込みのため計上したものでございます。以上、収益の合計で2億176

2万3000円としております。令和5年度予算対比5630万2000円の増額となり、予算の明細書につきましては、5ページにございますので参照いただければと思います。次に支出の部でございますが、1款簡易水道事業費用、1項営業費用として、1億9765万8000円を計上してございます。内訳として、同じく3ページ下段を併せてご覧いただきたいと思っております。3ページの下段に1目原水及び浄水費と計上させていただいております。こちらにつきましては、水道水をつくる施設の維持管理に必要な備品、消耗品、電気料金、通信運搬費や委託料、施設の修繕費を計上しており、2618万円としました。2目の配水及び給水費、水道水を各戸に供給するための経費として報酬補償費、これは施設管理や漏水調査に対する謝金として計上、電気料金や通信運搬費、委託料、修繕料、補償費を見込み、1993万9000円としました。これまで施設管理として、合わせて計上していましたが、工程に分類しての形となりますが、電気料金や通信運搬費については各目1目2目で折半した形で計上してございます。続いて、3目の受託工事費でございますが、修繕費として、量水器の取り替え修繕として新たに10万円を計上したものでございます。4目総係費ですが、こちらは水道担当職員の給料、手当や賞与引当金、繰入額など、人件費に関わる予算のほか、事務執行に必要な旅費、備品消耗品費、燃料費、印刷製本費、委託料などの経費を計上しており、2681万3000円を計上しております。5目減価償却費につきましては、こちら企業会計移行に伴い、新たに計上することになった減価償却費1億2462万6000円を計上しております。この減価償却費は、過去に整備された水道施設や水道管などの固定資産について、取得額を耐用年数に応じ、費用計上したものであり、こちらも長期前受金戻入と同様に現金が伴わない費用となります。続きまして2項営業外費用948万3000円でございます。こちら水道3ページの内訳のとおり1目支払利息及び企業債取扱諸費は企業債償還額の利子償還金額を計上しております。3項特別損失で168万7000円、こちら3ページの1目その他特別損失として、これは企業会計移行に伴い、発生主義による費用計上となることから、令和6年6月支給予定の賞与のうち、対象期間となる令和5年12月から令和6年3月分は令和5年度特別会計時において発生していることから、企業会計では損失しているとみなし、計上しております。続きまして4項予備費として50万円を計上しております。また、第3条費用の財源に充てる企業債については、第4条の資本的収入には計上せず、第3条予算のなお書きによって計上することとなっておりますので、営業費用中、総係費委託料に要する経費の財源に充てるため企業債120万円を借り入れると記載しております。以上、費用の合計が2億932万8000円としております。明細につきましては、6ページから8ページを参照いただきたいと思います。収支差し引きにて、830万4000円の収入が多いかたちとなっておりますけれども、歳入歳出に現金を伴わない長期前受金戻入や減価償却費が計上されていることから

なるものであり、予算書 19 ページの予定損益計算書をご覧いただきたいと思うのですけれども、19 ページの下から 3 行目でございます。当年度純利益 50 万円ということになることから、大幅に現金が残るという計算ではなく、結果的には令和 6 年度末において、50 万円の純利益が出る形となっていることから、企業会計移行元年となる令和 6 年度は現在の資産状況も含めて費用化し、予算書内で表したものとなっております。続きまして 1 ページに戻っていただきまして、第 4 条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 8592 万 9000 円は、当年度引継ぎ金 2341 万 1000 円、当年度損益勘定保留資金 6251 万 8000 円で補てんするものとする。としています。収入の部では外部からの収入のみ計上され、支出は簡易水道事業を継続して維持するためのインフラ整備支出と企業債の元金償還額を計上したものであります。それでは、収入の部、1 款資本的収入、第 1 項企業債からご説明させていただきます。内訳の 4 ページ上段も併せてご覧いただきたいと思います。4 ページの上段、1 目建設改良企業債として 9660 万円を計上。こちらは建設改良事業 4 事業にかかる企業債としております。続いて、2 項他会計補助金 3613 万 2000 円を計上。こちらまた 4 ページに行きまして、1 目他会計補助金として総務省で定められた基準内繰入金を一般会計からの繰入金計上しており、令和 5 年度対比で 1924 万 5000 円の減額となっております。続きまして 3 項国庫補助金 3352 万 2000 円を計上。1 目国庫補助金は、配水管整備補助金と水道施設電気計装設備更新事業補助金の 4 事業を見込むものとなります。4 項その他資本的収入 350 万円を計上しております。こちら、1 目その他資本的収入として振内国道 237 号改良に伴う水道管移設補償金を見込んでいます。以上、収入合計は 1 億 6975 万 4000 円としています。続いて、第 1 款資本的支出についてですが、1 項建設改良費を 1 億 5149 万 5000 円。1 目建設改良費として本町地区、貫気別地区の簡易水道配水管整備工事と本町地区、中部振内、2 地区の水道施設電気計装更新工事を実施する予定です。特に本町地区水道施設、電気計装設備更新工事については、本町、平和塔にありますみどりが丘中継ポンプ場の建物改修と設備改修を令和 6 年度から令和 8 年度の 3 か年で計画することになります。続きまして、2 項企業債償還金 1 億 366 万 3000 円は 4 ページの 1 目企業債元金償還金として、企業債償還金の元金償還金を計上してございます。3 項固定資産購入費 52 万 5000 円でございます。こちらにつきましては、有形固定資産購入費として、新築住宅へ貸与する量水器の購入費として計上してございます。以上、支出合計を 2 億 5568 万 3000 円としており、収支差引きで 8592 万 9000 円の不足となっておりますが、こちらについては、当年度引継ぎ金 2341 万 4000 円、こちらは打切り決算収支差額として、1243 万 3000 円と未収金 2042 万円を合わせた額から未払額 945 万 2000 円を差し引いた額となります。当年度損益勘定保留資金

は 6 2 5 1 万 8 0 0 0 円で補てんすることとしています。当年度損益勘定保留金とは実際に支払いをしない減価償却費から実際に収入とならない長期前受金戻入額を差し引いた額 7 7 8 5 万 3 0 0 0 円の範囲内で補てんする財源としているものでございます。2 ページをお開き願います。第 4 条の 2 の特例的収入及び支出。地方公営企業法第 4 条第 4 項の規定により、当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ 3 0 3 4 万 4 0 0 0 円及び 9 4 5 万 2 0 0 0 円である。として法適用初年度のみ定めるものであり、未収金として 3 0 3 4 万 4 0 0 0 円を計上しており、これは 2 月、3 月分の水道料金収入 2 0 4 2 万円と、滞納繰越分の水道料として、9 9 2 万 4 0 0 0 円となっております。未払金は 4 月から 5 月に支払いがある令和 5 年度内の光熱水費や通信費及び委託料など 9 4 5 万 2 0 0 0 円を見込むものであります。第 5 条の企業債について、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおり定めるとして、配水管整備事業 2 事業と機械電気計装設備更新事業 2 事業と、3 条予算で説明させていただきました公営企業会計支援と適応支援事業の 1 事業で 5 事業について実施するものでございます。第 6 条の一時借入金について、限度額は 1 億円と定めています。第 7 条の予定支出の各項の経費の金額の流用について、原則、各款または各項の間において流用することが出来ないものとなっておりますが、公営企業会計では、機動的な経営状況に適用できるよう、(1) 簡易水道事業費用のうち、営業費用、営業外費用及び特別損失間の流用、資本的支出のうち、改良工事費及び企業債償還金の流用については運用上必要な場合もあるため、ここに定めるものでございます。第 8 条の議会の議決を経なければ流用することが出来ない経費につきましては、流用禁止項目として定められている職員給与費 2 1 8 1 万 4 0 0 0 円を計上してございます。第 9 条の一般会計から簡易水道事業会計へ繰入れを受ける額として 8 3 3 7 万 2 0 0 0 円を計上しています。内訳は、3 条予算として 4 7 2 4 万円と余剰予算 3 6 1 3 万 2 0 0 0 円となっております。なお、企業会計の予算書 5 ページから 8 ページにおきましては、収益的収入及び支出における予算の明細書、9 ページから 1 0 ページにつきましては、資本的収入及び支出における予算明細書、つきましては、別途、お配りしている予算説明書でご確認をお願いしたいと思います。なお、1 1 ページから 1 5 ページには給与費明細書関係資料、1 6 ページには予定キャッシュ・フロー計算書、(1) 業務活動によるキャッシュ・フロー、本業の営業活動によるもの。(2) 投資活動によるキャッシュ・フロー、投資によるもの、固定資産取得など。(3) 財務活動によるキャッシュ・フロー、これは資金調達によるものとして作成しております。1 7 ページにつきましては、予定開始貸借対照表は参考資料となります。打切り決算が完了する令和 6 年 3 月末日までは暫定値として予定し、打切り決算完了後に数値が変動するものとなります。1 8 ページにつきましては、予定貸借対照表となりますが、こちらは、令和 6 年度末の予定貸借対照表となって

います。このほかに、予定貸借対照表はありますが、令和５年度末は特別会計であるため、今回は不要となります。令和７年度予算時には予定貸借対照表を作成することとなります。なお、１９ページの予定損益計算書が収益的収入及び支出の税抜き金額で計上される計算書となります。２０ページにつきましては、注記事項が書いてございます。なお、予算説明資料の最後のページに打切り決算を行った資料を添付してございますので、併せてご確認いただければと思います。以上で、議案第２１号、令和６年度の平取町簡易水道事業会計の予算説明とさせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

高山議長

以上で議案第１６号から議案第２１号までの令和６年度各会計予算の説明が終了いたしました。お諮りします。只今、提案がありました令和６年度平取町各会計予算については、平取町議会の運営に関する基準１１１先例１により、議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託し審査したいと思います。ご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、日程第３、議案第１６号から日程第８、議案第２１号までの令和６年度平取町各会計予算については、予算審査特別委員会に付託し審査することに決定いたしました。

お諮りします。只今、設置されました予算審査特別委員会の正副委員長の選挙について、議長の指名推薦により行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、予算審査特別委員会の正副委員長の選挙については、議長が指名推薦することに決定いたしました。それでは指名いたします。予算審査特別委員会委員長には、１番井澤議員。副委員長には、２番中川議員を指名いたします。以上のとおり指名推薦しますが、ご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、予算審査特別委員会委員長には、井澤議員、副委員長には中川議員と決定いたしました。

本日の日程は、全て終了いたしました。本日はこれで散会いたします。

なお、議会定例会につきましては明日７日から１０日までは休会として、１１日に再開しますので、よろしくお願いを申し上げます。本日はどうもご苦労さまでした。

（散 会 午前１０時２７分）